

○釧路司法書士会市民窓口設置規則

(設 置)

第1条 釧路司法書士会（以下「本会」という。）は、会員の業務に対する苦情を適切かつ迅速に処理するため、本会に司法書士会市民窓口（以下「市民窓口」という。）を設置する。

(市民窓口運営委員会)

第2条 市民窓口の適正かつ円滑な運営を行うため、市民窓口運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事 務)

第3条 委員会の事務は、次のとおりとする。

- (1) 会員の業務に対する苦情の受付
- (2) 前号の苦情への対応及び会長への報告
- (3) 市民窓口の管理及び運営

(規程への委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、市民窓口について必要な事項は、理事会で定めることができる。

附 則

この規則は、平成27年5月23日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成29年5月20日から効力を生ずる。